摯虞の「四言正統説」について

矢田博士

一、序

摯虞は『文章流別論』の著者として知られる。彼の活躍した西晉期は、五言詩が詩歌の主流となった魏に比べ、四言詩がとりわけ「宮廷雅樂」「應詔・應令」「贈答」の分野において再び盛行するという點で、中國詩歌史上、注目すべき時期と言える。そして、摯虞こそは『文章流別論』の中で「雅音之韻、四言爲正」と、詩歌における四言の正統性――以下、「四言正統説」と稱する――を明確に主張した人であった。

本稿では、西晉期において四言詩の正統性を主張した摯虞に焦點を當て、その主張を表明した彼の『文章流別論』がいったいいつ頃に著されたものなのか、またこうした詩歌觀を彼はいつ頃から抱き實踐していたのか、さらには彼のこうした主張は西晉の當時においてどの程度の影響力を持っていたのか、――等の問題について考えてみたいと思う。[1]

二、摯虞の經歷

まず初めに、西晉の官僚としての摯虞の經歷を『晉書』卷五十一「摯虞傳」に基づいて確認してみたい。

摯虞字仲洽、京兆長安人也。……虞少事皇甫謐、才學通博、著述不倦、郡檄主簿。……舉賢良、與夏侯湛等十七人策爲下第、拜中郎。……擢爲太子舍人、除聞喜令。……以母憂解職。久之、召補尚書郎。……元康中、遷吳王友。……後歷祕書監、衞尉卿、從惠帝幸長安。……後得還洛、歷光祿勳、太常卿。……及洛京荒亂、盜竊縱横、人饑相食。虞素清貧、遂以餒卒。

虞撰『文章志』四卷、注解『三輔決錄』、又撰古文章、類聚區分爲三十卷、名曰『流別集』、各爲之論、辭理愜當、爲世所重。

摯虞は字を仲洽と言い、京兆長安の人であった。若い頃、皇甫謐に師事し、博學で才知に優れ、著述にも倦むことがなかったため、郡は召し文を出して彼を主簿とした。武帝の泰始年間に賢良に推擧され、夏侯湛など十七人と武帝の試問を受けて下位の成績で合格し、中郎を授けられた。その後、太子舍人・聞喜令を經て、太康年間に尚書郎を授けられた。惠帝期に入って、元康年間に吳王友に遷り、その後、祕書監・衞尉卿を歷任し、さらに懷帝期に入って、光祿勳・太常卿を歷任し、最後は西晉末の混亂極まる洛陽にて、清貧を保ったまま餓死したと言う。

三、摯虞の詩歌觀

前節に擧げた『晉書』の本傳によれば、摯虞は『文章志』四卷を撰し、

『三輔決録』に注解を施した以外に、さらに古の文章を選び、文體別に分類して三十卷とした『流別集』という名の總集を編集したと言う。各文體には、摯虞の論評が付されており、それが理にかなったものであったため、世に重んじられたと言う。

摯虞の『流別集』三十卷は、すでに佚して傳わらないが、そこに付されたと思われる論評の部分については、幾つかの條が斷片的に傳わる。それらの逸文を集めたものを今日では『文章流別論』と稱している。[2] 四言を正統とする摯虞の詩歌觀は、『文章流別論』の中に見え、以下のように言う。ここでは便宜的に三段落に分けて掲げる。[3]

(a) 『書』云、「詩言志、歌永言」。言其志謂之詩。古有采詩之官、王者以知得失。古之詩有三言・四言・五言・六言・七言・九言。古詩率以四言爲體、而時有一句二句雜在四言之間。後世演之、遂以爲篇。

(b) 古詩之三言者、「振振鷺、鷺於飛」之屬是也。漢郊廟歌多用之。五言者、「誰謂雀無角、何以穿我屋」之屬是也。於俳諧倡樂多用之。六言者、「我姑酌彼金罍」之屬是也。樂府亦用之。七言者、「交交黄鳥止於桑」之屬是也。於俳諧倡樂多用之。古詩之九言者、「泂酌彼行潦挹彼注茲」之屬是也。不入歌謠之章。故世希爲之。

(c) 夫詩雖以情志爲本、而以成聲爲節。然則雅音之韻、四言爲正。其餘雖備曲折之體、而非音之正也。

(a)において、摯虞は儒教を支持する立場から、まず『尚書』舜典の言葉に基づく「詩言志」説および『漢書』藝文志などに見える「王官采詩」説を示し、詩歌における政治的效用を説いた後で、詩の形式について、「古詩には、三言・四言・五言・六言・七言・九言の句がある。しかし、おおむね四言句を基調のスタイルとし、時に四言句以外のものが一句または二句その間に混ざっている。後世それらの四言句以外の句が發展して、詩篇となったのである」と指摘する。ここでの「古詩」とは、『詩經』の詩を指して言う。

(b)においては、『詩經』における三言・五言・六言・七言・九言の句の實例を、それぞれ「魯頌・有駜」・「召南・行露」・「周南・卷耳」・「秦風・黄鳥」・「大雅・泂酌」の中から擧げながら、三言句については「漢の郊廟歌に多く用いられている」と、五言句と七言句については「俳優や倡家が歌う歌辭に多く用いられている」と、六言句については「樂府にも用いられている」と、そして九言句については「歌謠の歌辭として組み入れにくいため、めったに見られない」と、それぞれ指摘する。

そして(c)において、摯虞は「そもそも詩はそこに詠われる心情や志を根本とするが、發せられた音聲によって節奏をなす。だとすれば典雅な音を備えた詩は、四言を正統とし、その他のものはそれぞれ多様なスタイルを備えてはいるが、正統とは言えない」と、はっきりと詩歌における四言の正統性を指摘する。

ただし摯虞は、その他の形式についても、「曲折の體を備ふ」と言うように、一定の理解を示している。(b)において、例えば五言と七言については「俳諧倡樂に於いて多く之を用ふ」と指摘するなど、俳優や倡家など民間の歌謠に由來する詩歌にまで四言を強要していたわけではなさそうである。摯虞の眞意は、詩歌には内容や分野などによってそれぞれに相應しい詩形があり、詩歌を作るにあたっては、それらを整然と使い分けるべきだ、という點にあったものと思われる。

四、『文章流別論』の創作時期

では、四言の正統性を唱えた摯虞の『文章流別論』は、いつ頃の作なのだろうか。前述の通り、『文章流別論』は、摯虞が『文章流別集』という名の詩文の總集を編集した際に、各文體ごとに付した彼の論評の部分を指して言う。よって、『文章流別集』の編集の時期が確認されれば、『文章流別論』が書かれた時期も自ずと確認されることになろう。この點に關して、『晉書』卷三十六「張華傳」に以下のような興味深い記述がある。

雅愛書籍、身死之日、家無餘財、惟有文史溢于机篋。嘗徙居、載書三十乘。祕書監摯虞撰定官書、皆資華之本以取正焉。天下奇祕、世所希有者、悉在華所。由是博物洽聞、世無與比。

『博物志』の著者としても知られる張華の家には、稀覯本を含めてたくさんの藏書があった。祕書監であった摯虞は、宮中に收藏するための書籍を撰定するにあたり、張華の藏書をもとにしたと言うのである。「祕書」は、宮中の書籍をつかさどる官署で、「祕書監」はそこの長官に當たる。

摯虞が「祕書監」であった時期については、『晉書』卷二十「禮志・中」の記述によれば、惠帝の太安元年（三〇二）の時點では、確實にその任にあったことが分かる。

惠帝太安元年三月、皇太孫尚薨。……祕書監摯虞云、「太子初生、……」。

また、『晉書』卷八十六「張軌傳」によれば、永寧の初、彼は少府の任にあったと言う。

永寧初、出爲護羌校尉・涼州刺史。于時鮮卑反叛、寇盜從横、……祕書監繆世徵、少府摯虞夜觀星象、相與言曰、「天下方亂、避難之國、唯涼土耳。張涼州德量不恆、殆其人乎」。

永寧は元年しかない。よって、摯虞が少府の任にあったのは、永寧元年（三〇一）のことになる。摯虞の本傳には、彼が少府に就任したことは記されていないが、もしそれが事實であるとすれば、摯虞が祕書監に就任した時期は、惠帝の太安元年（三〇二）頃ということになろう。張華が亡くなったのは永康元年（三〇〇）のことである。よって摯虞による「官書の撰定」は、その約二年後に、張華の藏書を朝廷が引き取る意味も含めて進められたものと考えられよう。

さて、この「官書の撰定」が『文章流別集』の編集を指すものかどうかは定かではない。[4] しかし、三十卷から成る詩文の總集を個人のコレクションのために編集するとは考えがたい。兩者の關連はともかくとして、『文章流別集』の編集もまた、國家的な事業として行われたのではないだろうか。そしてその目的は、西晉朝廷としての文學の規範を示すことにあったのではないだろうか。もしそうだとすれば、摯虞がその編集に携わった時期としては、職務の性質上、やはり「祕書監」の時の可能性が最も高いと判斷されよう。

五、詩作狀況および太康年間における實踐

『文章流別論』の創作時期について、前節では摯虞が祕書監の任にあった惠帝の太安元年（三〇二）頃の可能性を指摘した。しかし、四言を詩

歌の正統とする詩歌觀については、摯虞はそれ以前からすでに抱いていたようで、そのことは彼の詩作狀況からも窺える。

現存する摯虞の詩は、以下の六首である。すなわち、「贈褚武良以尚書出爲安東詩」四章、「贈李叔龍以尚書郎遷建平太守詩」四章、「答伏武仲詩」四章、「答杜育詩」、「雍州詩」、そして「逸驥詩」がそれである。そして、このうちの「逸驥詩」のみが五言詩である以外は、すべて四言の作である。

摯虞の四言詩の中で、創作時期がある程度しぼれるものとして、「贈褚武良以尚書出爲安東詩」と「贈李叔龍以尚書郎遷建平太守詩」とがある。これらの詩は、詩題から摯虞が尚書郎の時の作であることが分かる。ちなみに、尚書の同僚であった傅咸にも「贈褚武良詩」と「贈建平太守李叔龍詩」といった同一人物に贈った詩がある。

『晉書』巻十九「禮志・上」の以下の記述から、彼が尚書郎の任にあったのは、武帝の太康年間のことと確認される。

太康初、尚書僕射朱整奏付尚書郎摯虞討論之。……虞討論新禮訖、以元康元年上之。……後虞與傅咸纘續其事、竟未成功。

武帝の太康年間の初めに禮制を見直すことになり、尚書僕射の朱整がその檢討を摯虞に依頼し、摯虞はその檢討結果を惠帝の元康元年（二九一）に提出したと言う。これによれば、摯虞は太康の初めから元康元年に至るまでの間、尚書郎の任にあったことになる。ただ、朱整が尚書僕射に昇格したのは、『晉書』巻三「武帝紀」によれば、太康九年二月のこととされ、それ以前は列曹尚書の任にあった。よって、ここに掲げた『晉書』巻十九「禮志・上」の記述については、「太康末」とすべきところを誤まって「太康初」と記したか、あるいは「尚書朱整」とすべきところを朱整の最高位の官職を用いて「尚書僕射朱整」と記したか、といったが可能性が考えられ、やや正確さに缺けるところがある。

そこで次に傅咸との接點から、これらの詩の創作時期をさらにしぼってみることにする。傅咸は、武帝の咸寧五年（二七九）から太康六年（二八五）まで尚書右丞の任にあり、太康十年（二八九）から惠帝の元康元年（二九一）まで尚書左丞の任にあった。[5]

傅咸が尚書左丞の時の摯虞との接點については、前掲の『晉書』巻十九「禮志・上」に「後虞與傅咸纘續其事」とあるように、ともに禮制についての檢討に當たっている事實が確認されることからも明らかである。一方、傅咸が尚書右丞の時の摯虞との接點については、先の「禮志・上」の「太康初」という記述が正しければという條件下でのみ、認められることである。よって、褚武良と李叔龍に贈った詩の創作時期については、以上の資料による限りでは、太康十年から元康元年の間と見る方が確実性が高いと判斷されることになる。

しかし、摯虞と傅咸が詩を贈った褚武良が褚䂮と同一人物だとすれば、これらの詩の創作時期は、太康六年（二八五）と特定されることになるのである。以下、その可能性について確認してみたい。

まず『晉書』巻三「武帝紀」に、「（太康）六年、……尚書褚䂮都督揚州諸軍事」とあり、『晉書』巻九十三「外戚・褚裒傳」に、「祖䂮、……官至安東將軍」とある。安東將軍がしばしば都督揚州諸軍事の軍職を帶びたことは、例えば『晉書』巻四十二「王渾傳」に、「遷安東將軍・都督揚州諸軍事、鎮壽春」とあることからも分かる。これらのことを總合すると、褚䂮は、太康六年に尚書から都督揚州諸軍事の軍職を帶びて安東將軍となり、おそらく王渾の例に見えるように、揚州の壽春に赴任した、ということになる。これは褚武良に贈った摯虞の詩の題に、「尚書より出でて安東と爲る」とあるのと狀況が一致していよう。よって、もし褚武

良が褚䂮と同一人物と認められるとすれば、「贈褚武良以尚書出爲安東詩」「贈李叔龍以尚書郎遷建平太守詩」の創作時期については、太康六年と特定されることになり、少なくとも摯虞はその時點で尚書郎の任にあったことになるのである。

以上、摯虞が尚書郎の任にあった時期については、依然として不確かな部分があるものの、少なくとも彼が武帝の太康年間において、すでに四言を正統とする詩歌觀に基づいて詩歌の創作を實踐していたことは、明らかな事實として確認されるであろう。

六、摯虞の影響力

『文章流別論』に見える摯虞の「四言正統說」について、これまでの評價は、例えば「與時代精神、適相背馳」、「顯然是錯誤的」、「而不合時代發展潮流」、「時代遲れのものであって、……主流とはなりえなかった」というように、消極的なものが多い。[6] 南朝宋になり、五言詩が魏の時代と同樣に優勢となり、時代が進むにつれて四言詩はほとんど作られなくなっていくといった中國詩歌史のおおまかな流れから見れば、摯虞の主張は、確かにそのような大きな流れの中でのささやかな抵抗に過ぎなかったかのように見える。しかし、彼の主張は、こと西晉時代においては、それ相應の影響力をもっていたのではないだろうか。

そもそも『詩經』に由來する四言を詩歌の正統とする詩歌觀は、儒敎國家を標榜する西晉朝廷の政治理念に合致するものである。事實、西晉の朝廷は、建國の當初において、四言による詩歌の制作を推奬していた。例えば、泰始二年（二六六）に、武帝の詔に應じて、傅玄が制作した「郊廟歌」の歌詞のほとんどが四言によるものであったこと、また、泰始五年（二六九）に、當時の政務執行機關であった尚書の奏上により、二言や三言や四言や五言など、樣々な形式で作られていた魏の「正旦大會行禮歌」「正旦大會王公上壽酒歌」「食舉樂東西廂歌」の歌詞を、晉の朝廷用の歌詞に作り變えることになった際に、その任に當たった荀勖の作った歌詞が、「王公上壽酒歌」一篇を除いて、すべて四言であったこと、などからもそれが窺えるであろう。[7] だとすれば、摯虞の「四言正統說」は、むしろ當時の朝廷の意向に添ったものであり、時代を西晉に限定すれば、彼の主張こそ最も時代に合ったものだとも言えるのである。

しかも、摯虞の政治面での發言力・影響力は、決して小さいものではなかった。武帝の太康年間に尚書郎となったのを機に、中央の政治に直接攜わることになった彼は、政治の舞臺で自らの意見を積極的に主張し、晉朝の政治に深く關わっていた。『晉書』の本傳によれば、將作大匠の陳勰が地中から掘り得た古尺の扱いをめぐり、潘岳と論爭した際には、習用すでに久しい今尺を今さら古尺に改めるべきではないとする潘岳の見解に對して、摯虞はあくまでも古尺の正確さを理由に、古尺に改めるべきだと主張したと言う。また、太廟の完成を祝って出した詔を手違いがあったとして撤回した武帝の處置に對して、摯虞は適切な處置ではないと意見し、結局、武帝は摯虞の意見に從ったと言う。

さらに、『晉書』卷五十一「束晳傳」に以下のような記述がある。

武帝嘗問摯虞三日曲水之義。虞對曰、「漢章帝時、平原徐肇以三月初生三女、至三日俱亡。邨人以爲怪、乃招攜之水濱洗祓、遂因水以汎觴。其義起此」。帝曰、「必如所談、便非好事」。晳進曰、「虞小生、不足以知、臣請言之。昔周公成洛邑、因流水以汎酒、故逸詩云、『羽觴隨波』。又秦昭王以三日置酒河曲、見金人奉水心之劍、曰『令君制有西夏』。乃霸諸侯。因此立爲曲水。二漢相緣、皆爲盛集」。帝大悅、賜晳金五十斤。

武帝が三月三日の曲水の由來について質問したのに對して、摯虞は三月一日に生まれ三日に亡くなった徐肇の三人の娘の故事に由來すると答えた。それに對して束晳は、洛邑に王城を營んだ折りに流水に杯を浮かべた周公旦の故事、および河の曲で宴會を開いていた折りに金人が現れ、諸侯に覇たるのしるしである「水心の劍」を手に入れた秦の昭王の故事を擧げた。おそらく束晳の答えの方が緣起のよい內容であったためであろう、武帝は大いに喜び束晳に金五十斤を賜ったと言う。

ここでは、軍配が束晳の方にあがっているが、武帝が最初に質問したのは、あくまでも摯虞の方であった。摯虞が太康年間に晉朝の禮制の見直しを任されたことについては、前節でも觸れた通りである。おそらくそれは、彼が有職故實に詳しい人物であったからであり、この記述もまた、有職故實の面で武帝がいかに摯虞に信賴を寄せていたかを窺い知るものとして讀まれるべきであろう。[8]

ちなみに、武帝の太康年間に晉朝の禮制の見直しを任された摯虞が、惠帝の元康元年（二九一）に提出した檢討結果は、惠帝の詔により、「明堂」「五帝」「二社」「六宗」「吉凶」「王公」など、十五の項目すべてにおいて採擇されたと言う。また、惠帝の太安元年三月に皇太孫の司馬尚が亡くなった折りに、惠帝は詔を出して喪の服し方について議論させた。そしてその際に惠帝が從ったのは、散騎常侍の謝衡の意見でも、中書令の卞粹の意見でも、博士の蔡克の意見でもなく、やはり祕書監の任に就いていた摯虞の意見であったと言う。[9]

以上、摯虞の「四言正統說」は、儒敎國家を標榜する西晉朝廷の政治理念に合致するものであった。また、有職故實に詳しく、皇帝からも厚い信任を得ていた摯虞の政治面での發言力は決して小さいものではなく、事實、彼の意見によって政策が執行されることもしばしばあった。これらの點を踏まえた場合、摯虞の「四言正統說」は、時代を西晉に限るならば、やはりそれ相應の影響力を持っていたと考えられるのである。[10]『晉書』の本傳には、『文章流別論』について「辭理愜當、爲世所重」と記す。この記述は、當時の事實を比較的正確に傳えているものと理解してよいのではないだろうか。

七、結語

以上、本稿では摯虞の『文章流別論』に見える「四言正統說」について、序において提起した三つの問題を中心に考えてみた。

その一、『文章流別論』はいつ頃の作かという問題については、摯虞が祕書監の任にあった時、張華の藏書をもとに宮中に收藏するための書籍を撰定したと言う、『晉書』張華傳の記述を手がかりに、あくまでも一つの假說ではあるが、惠帝の太安元年（三〇二）頃の可能性を指摘した。

その二、四言を正統とする詩歌觀を摯虞がいつ頃から抱き實踐していたかという問題については、「贈褚武良以尚書出爲安東詩」「贈李叔龍以尚書郎遷建平太守詩」という四言の贈答詩の存在から、少なくとも彼が尚書郎の時、すなわち武帝の太康年間には、すでにそのような詩歌觀を抱き、自らも實踐していたことが事實として確認されることを指摘した。なお、傅咸にも「贈褚武良詩」「贈建平太守李叔龍詩」があり、摯虞と傅咸が同僚として「尚書」に勤務していたことが確認できる。「尚書」は、中央の政務を執行する官署であり、西晉朝廷の政策はここで決定されていた。おそらく摯虞は、政治の中心である「尚書」という場において、傅咸とともに、四言を正統とする詩歌觀に基づく詩作活動を、政策的な意圖のもとに推進していたものと推測される。

その三、摯虞の「四言正統說」が西晉の當時においてどの程度の影響

力をもっていたのかという問題については、彼の政治面での發言力を考えた場合、『晉書』の本傳にも「世の重んずる所と爲る」とある通り、決して小さいものではなかったことを指摘した。武帝の太康年間に尚書郎として中央の政治に攜わることになった摯虞は、有職故實に詳しかったこともあり、晉朝の禮制の見直しを一任されるほど、朝廷からの信頼も厚かった。また、彼の意見に從って政策が執行されることもしばしばあり、それは惠帝期に入ってからも同樣であった。摯虞はいわば西晉政界における御意見番的な存在であったのである。

最後に、摯虞を論じる上で留意すべきと思われる點を二つ指摘しておきたい。

◆ 摯虞の「四言正統說」がこれまで過小に評價されてきた原因として、西晉の詩歌を研究する者の關心が、いわゆる「三張・二陸・兩潘・一左」などの五言詩の方ばかりに向けられてきたことが擧げられるのではないか、ということ。

◆ 摯虞は、文學史の上で、『文章流別論』の著者のほかに、「賈謐の二十四友」の一人として紹介されることが多いが、その點に着目しすぎるあまり、彼の尚書郎時代の活躍については、全くといってよいほど觸れられることがない、ということ。そもそも摯虞が「賈謐の二十四友」に數えられるに至ったのも、尚書郎時代においてすでに政界の御意見番的な存在として活躍していた摯虞の權威を利用するために、賈謐の方から彼を招き寄せたというのがおそらくは實態に近いと思われる。少なくとも、摯虞の尚書郎時代の活動についての把握なくしては、彼を文學史において正確に位置づけることはできないであろう。

注

① 關連の拙論に「傅咸と摯虞―その交流關係を中心に―」（『中國詩文論叢』第二十一集、中國詩文研究會、二〇〇二年）がある。

② 『文章流別集』と『文章流別論』の關係については、詳しくは興膳宏論文「摯虞文章流別志論攷」（『入矢教授・小川教授退休記念中國文學語學論集』、京都大學、一九七四年、のち『中國の文學理論』、筑摩書房、一九八八年に再錄）を參照。

③ 引用は、鄭在瀛著『六朝文論講疏』（萬卷樓圖書有限公司、一九九五年）所收の「文章流別論」に據る。

④ 林田慎之助氏は、この時の「官書の撰定」と『文章流別集』の編集とを同一の事と捉えているようである（『中國中世文學評論史』、創文社、一九七九年、八頁）。

⑤ 拙論「西晉傅咸經歷考」（『言語と文化』第六號、愛知大學語學教育研究室、二〇〇二年）を參照。

⑥ 順に、朱東潤著『中國文學批評史大綱』（上海古籍出版社、一九八三年、初版は一九五七年）、鄭在瀛著『六朝文論講疏』（萬卷樓圖書有限公司、一九九五年）、徐公持編著『魏晉文學史』（人民文學出版社、一九九九年）、後藤秋正論文「「摯虞詩」論」（『中國中世の哀傷文學』、研文出版、一九九八年、初掲は、『高校通信　東書　國語』一五六號、東京書籍、一九七六年）。

⑦ 事は、いずれも『晉書』卷二十二「樂志・上」に見える。

⑧ この點については、佐竹保子論文「西晉の出處論―皇甫謐に續く夏侯湛と束晳の「設論」―」（『日本中國學會報』第四十七集、一九九五年）にも、「武帝が最初に尋ねたのは摯虞であり、その權威の摯虞をうち負かしたまれな事態だったからこそ、束晳の手柄として本傳に特筆大書されたのである」と、すでに指摘されている。

⑨ 事は、『晉書』卷二十「禮志・中」に見える。

⑩ 王運熙・楊明著『魏晉南北朝文學批評史』（上海古籍出版社、一九八九年）は、「此種情況、說明摯虞對四言詩的推重、與他所處時代的風氣是一致的」と、比較的正當な評價をしている。

（愛知大學經營學部助教授）